

高齢者介護総合センター聖母の園介護予防短期入所生活介護1割料金表(1日あたり)
(令和6年8月1日より)

(1)多床室 介護サービス利用料自己負担額+食事負担額+滞在費(光熱水費)

要介護度		要支援1	要支援2	
基本単位数		451	561	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22	22	
介護サービス利用料		¥5,146	¥6,343	
介護保険からの給付		¥4,631	¥5,708	
介護サービス利用料自己負担額		¥515	¥635	
食事負担額	第1段階	300 円		※基準費用額(4段階) 1,650円 ○但、所得に応じて負担上限額あり。
	第2段階	600 円		
	第3段階①	1000 円		
	第3段階②	1300 円		
	第4段階	1,650 円		
滞在費	第1段階	0 円		※基準費用額(4段階) 915円 ○但、所得に応じて負担上限額あり。
	第2段階	430 円		
	第3段階	430 円		
	第4段階	915 円		
合計負担額合計	第1段階	¥815	¥935	
	第2段階	¥1,545	¥1,665	
	第3段階①	¥1,945	¥2,065	
	第3段階②	¥2,245	¥2,365	
	第4段階	¥3,080	¥3,200	

(2)従来型個室 介護サービス利用料自己負担額+食事負担額+滞在費(光熱水費+室料)

要介護度		要支援1	要支援2	
基本単位数		451	561	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22	22	
介護サービス利用料		¥5,146	¥6,343	
介護保険からの給付		¥4,631	¥5,708	
介護サービス利用料自己負担額		¥515	¥635	
食事負担額	第1段階	300 円		※基準費用額(4段階) 1,650円 ○但、所得に応じて負担上限額あり。
	第2段階	600 円		
	第3段階①	1000 円		
	第3段階②	1300 円		
	第4段階	1,650 円		
滞在費	第1段階	380 円		※基準費用額(4段階) 1,231円 ○但、所得に応じて負担上限額あり。
	第2段階	480 円		
	第3段階	880 円		
	第4段階	1,231 円		
合計負担額合計	第1段階	¥1,195	¥1,315	
	第2段階	¥1,595	¥1,715	
	第3段階①	¥2,395	¥2,515	
	第3段階②	¥2,695	¥2,815	
	第4段階	¥3,396	¥3,516	

※1単位 10.88円

★上記の合計負担額合計額に介護職員等処遇改善加算Ⅰを足した金額が利用料となります。

※1日単位介護職員処遇改善加算Ⅰ(この加算は月の総単位で計算するので目安として参考してください)

要介護度	要支援1	要支援2
多床室介護職員処遇改善加算Ⅰ（単位数）	66	81
個室介護職員処遇改善加算Ⅰ（単位数）	66	81
多床室利用者自己負担額	¥72	¥89
従来型個室利用者自己負担額	¥72	¥89

(3)加算額

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善を目的とした加算。事業所が加算の算定額に相当する賃金改善を実施する事や、介護職員処遇改善計画書作成等、一定の条件を行っている場合。サービスごとに設定された加算率（14.0%）を月の報酬単価に掛け、その分	自己負担額は個々に算定額が変わります。			
<p>○1ヶ月の当施設予防短期入所利用総単位数に14.0%を乗じた単位数 当施設の予防短期入所利用分月総単位×0.14＝介護職員処遇改善加算Ⅰの単位（四捨五入） (介護職員処遇改善加算Ⅰ単位×10.88円『切り捨て』)－(介護職員処遇改善加算Ⅰ単位×10.88円×0.9『切り捨て』)＝自己負担</p>					
	基本単位数	介護サービス利用料	介護保険からの給付	自己負担額	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上配置されている場合。	22単位/1日	239円	215円	24円

(4)その他の加算額

		基本単位数	介護サービス利用料	介護保険からの給付	自己負担額
送迎加算	御自分で来所が困難な方は、御希望で入退所時の送迎を行います。 実施地域は、戸塚区(原宿、小雀町、影取町、俣野町、東俣野町、深谷町、汲沢町、戸塚町)、栄区(田谷町、金井町、長尾台町)	184単位/片道	2,001円	1,800円	201円
療養食加算	利用者の病状等に応じて、主治の医師より、利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、療養食が提供された場合。(食事せんが必要です。)	8単位/1食	87円	78円	9円

(5)入所・退所日の食費

入所日・退所日の食費は、1食毎で計算させていただきます。	朝食	昼食	夕食	1日
	300円	700円 (おやつ代込)	650円	1,650円

(6)利用者の負担段階ごとの対象者要件とその負担限度額

利用者の負担段階		負担限度額		
区分	対象者	600円 (おやつ代込)		食費
第1段階	市町村民税・世帯全員非課税で高齢福祉年金、または生活保護受給者	従来型個室	320円	300円
		多床型	0円	
第2段階	市町村民税・世帯全員非課税であって高齢者本人の年金収入が80万円以下であって、年金以外に	従来型個室	420円	390円
		多床型	370円	

第3段階	市町村民税・世帯非課税であって、第2段階に該当しない方	従来型個室	820円	650円
		多床型	370円	
第4段階	上記以外の方	従来型個室	1150円	1,650円
		多床型	840円	
※基本的に4段階は負担限度額はありません。				

(7)その他費用

理髪・美容	横浜ビューティヘルパー	毎月2回		2000円+税
				ベッドサイド2300円+税
訪問販売	川戸商店	毎月2回	第2・4土曜日	要した費用の実費
買い物代行		毎月3回	木曜日	要した費用の実費
特別な食事				要した費用の実費
外出・クラブ等				要した費用の実費
喫茶コーナー	コーヒー代			100円

令和6年8月1日現在

